

緊急分娩体制整備事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する緊急分娩体制整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、分娩を実施する病院におけるハイリスク分娩の受入先を緊急的に確保すること並びに地域でお産を支える病院、診療所及び助産所（以下「産科医療機関等」という。）における産科・婦人科医師又は助産師（以下「産科医等」という。）を確保することを目的とする。

(交付の対象事業)

第3条 この補助金は、次表に掲げる事業を交付の対象とする。

補 助 金 の 名 称	交付の対象施設	交付の対象となる事業
ハ イ リ ス ク 分 娩 受 入 促 進 事 業	次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとして知事が認める病院 (1) 県内に所在する病院のうちハイリスク分娩に協力する病院であること (2) 就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、分娩手当等の支給について明記している産科医療機関等であること	帝王切開術、骨盤位娩出術、吸引娩出術又は鉗子娩出術を伴う異常分娩（以下「ハイリスク分娩」という。）に従事した産科・婦人科医師に対して、分娩取扱件数に応じて支給される手当（以下「分娩手当等」という。）を支給する事業
産 科 医 等 確 保 支 援 事 業	次の各号に掲げる要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものとして知事が認める産科医療機関等 (1) 就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、分娩手当等の支給について明記している産科医療機関等であること。 なお、個人が開設する産科医療機関等においては、産科医等に対する分娩手当等の支給について、雇用契約等に明記しているなど知事が適当と認める場合は、開設者本人への分娩手当等の支給についても対象とする。 (2) 一分娩当たり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。）として徴収する額が55万円未満の産科医療機関等であること。（当該年度の正常分娩の金額を適用する。）	産科医等に対して、分娩手当等を支給する事業

	なお、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。	
--	-----------------------------------	--

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出し、予算の範囲内で交付するものとする。
ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 交付額は、次表の各事業の区分ごとに、当該産科医医療機関等における基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定し、補助率を乗じた額とする。

補助金の名称	基準額	対象経費	補助率
ハイリスク分娩受入促進事業	産科・婦人科医師1人ハイリスク分娩1件当たり5千円。ただし、ハイリスク分娩1件当たり上限10千円	ハイリスク分娩に従事した産科・婦人科医師に支給される分娩手当等	10/10
産科医等確保支援事業	1分娩当たり10千円。ただし、ハイリスク分娩受入促進事業に該当する分娩に産科・婦人科医師が1人で従事したときは、1分娩当たり、10千円からハイリスク分娩受入促進事業の対象とした分娩手当等を減じた額とする	分娩に従事した産科医等に対して、支給される分娩手当等。ただし、ハイリスク分娩受入促進事業に係る交付額を除く	1/3

(2) ハイリスク分娩受入促進事業の交付の対象となる分娩に従事した産科・婦人科医師が1人の場合であって、その分娩手当等が5千円を超えるとき又は当該分娩に従事した助産師に分娩手当等が支給されるときは、産科医等確保支援事業と併せて交付する。

(交付の申請)

第5条 この補助金の申請は、規則の別記様式第1による交付申請書を知事が別に定める日までに知事に1部提出して行うものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) この補助金は、第3条に規定する対象事業以外に使用してはならない。
- (2) この補助金を目的以外に使用した場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (3) 事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (5) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 本事業の事業者は、本事業に係る収支との関係を明らかにした調書（帳簿）を作成するとともに、当該収支について証拠書類を整理し、かつ、当該書類等を事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(7) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙3により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、本事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づく報告を行うこと。

また、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 本補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（変更の承認）

第7条 前条第3号及び第4号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書に変更内容及び理由を記載した書類を添付して1部を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 この補助金の実績報告は、規則の別記様式第2による実績報告書を事業の終了後知事が別に定める日までに知事に提出して行わなければならない。

（補助金の請求）

第9条 この補助金の請求は、規則の別記様式第4による請求書に交付決定通知書の写しを添付して、知事が別に定める日まで知事に1部提出して行うものとする。

（その他）

第10条 特別の事情により第6条から第9条に規定する手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成22年1月12日から施行し、平成21年4月1日からの事業に適用する。

附 則

この要領は、平成23年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成26年度の事業から適用する。